

PwC Tax Newsletter, Issue no. 1/2021

In this issue:

- 2020 年 10 月から 12 月までの税務動向

2020 年 10 月から 12 月までの税務動向

1. オンラインによる税務申告および移転価格開示フォームの 8 日間の期限延長は今後 3 年間にわたり有効

財務省は、2020 年 12 月 15 日に通達を発表し、オンラインによる税務申告およびオンラインによる移転価格開示フォームの申告期限を延長しました。従来の 8 日間の提出期限延長措置が、2021 年

2 月 1 日から 2024 年 1 月 31 日までの間に期限を迎えるオンラインによる税務申告およびオンラインによる移転価格開示フォームの申告に対し、引き続き認められます。

2. 移転価格開示フォームの提出遅延に対する罰金に関する最新情報

歳入局は、2020 年 12 月 24 日に Facebook ライブで放送したセミナーにおいて、移転価格開示フォームの提出遅延に対する罰金について最新情報を発表しました。開示フォームの提出が所定の期限に遅れた納税者に対し、20 万

バーツ以下の罰金が科せられます。ただし、税務当局は、歳入法典第 3 条 bis (1)により、以下に述べる条件において罰金を軽減します。

2019 年 1 月 1 日より 2019 年 12 月 31 日までに開始する会計期間	罰金(バーツ)
a) 提出期限*から 7 日以内	25,000
b) 提出期限*から 7 日超	50,000

*注記: COVID-19 感染拡大の緩和措置の一つとして、開示フォームの提出期限を2020年4月から年8月までとした納税者は、2020年8月31日まで提出期限の延長が認められた。

さらに、歳入局は2020年中に開示フォームを提出する義務のある納税者に対し、2020年12月30日までにオンラインで提出する場合には、罰金を5,000バーツを限度にする罰金の特別軽減を設けていました。2020年12月30日以降にオンラ

インで開示フォームを提出する納税者で、該当する場合には、上記の罰金の対象となります。

2020年1月1日以降に開始する会計期間	罰金 (バーツ)
a) 提出期限から7日以内	50,000
b) 提出期限から7日超	100,000

追加情報 :

開示フォームの不提出、または不正確な情報開示を含む開示フォームの違反については、20万バーツ以下の罰金対象となります。本ニュースレター発行時点では、不正確な情報開示の場合に適用される罰金に関する詳細な情報は、一般に公表されていません。

3. 個人所得税のための住宅ローン利子控除の条件

2020年12月24日に発表された所得税に関する歳入局長通達第396号,397号および398号によれば、住宅の購入、分割払い購入、または建設のために支払われた住宅ローン利子の税額控除を受けるためには、納税者は貸し手より住宅ローン利子が支払われた事を証明する証拠を受取り、提出する必要があります。

2021年1月1日以降に締結された貸付契約に基づいて支払われた住宅ローン利子については、納税者は貸し手に対し、当該住宅ローン利子を税額控除の対象とする旨を通知しなければなりません。

2021年1月1日以前に締結された貸付契約に基づいて支払われた住宅ローン利子に対し、納税者が当該住宅ローン

利子を税額控除の目的に使用することを貸し手に通知しないと判断した場合、納税者は住宅ローンの利子が支払われたことを証明する貸し手からの証拠書類を保持しなければなりません。

納税者から通知を受けた貸し手は、歳入局長官からの別段の発表がない限り、翌年1月15日までに納税者の情報を、歳入局のウェブサイト (www.rd.go.th) に提示された指示に従い、電子フォームに記入し歳入局情報技術部に提出しなければなりません。

貸し手が情報を歳入局に提出した後に、情報の修正および取消しまたは追加を希望する場合には、貸し手は提出期限の後も、歳入局のウェブサイトを通じて、提出用フォームを使用し、追加情報を提出することができます。

4. 2021年1月12日に閣議決定された税制措置

4.1 研究開発・イノベーション基金への寄付

本規制の施行日から2022年12月31日までの間に、電子寄付システムを通じて以下に述べる基金に寄付をする個人および企業には、200%の控除が認められます。

- 科学技術開発基金
- 科学・研究・イノベーション推進基金
- 計量システム開発基金
- 公衆衛生システム開発基金

ただし、これらの寄付は、200%の控除を受ける他の寄付と合わせて、純課税所得または純利益の10%を上限とします。

4.2. イータックスシステムの推進

- 法人は、2020年1月1日から2022年12月31日までの間に電子タックスインボイス、電子タックスレシートおよび電子源泉徴収システムのサービスへの投資および、その使用について200%の控除が認められます。
- 電子源泉徴収システムを通じて納付する場合、源泉徴収税率5%の課税所得に対する源泉徴収税率を2%

へ引き下げる処置が、2020年10月1日から2022年12月31日までの期間適用されます。

- 現行2020年10月1日から2021年12月31日まで実施されている電子源泉徴収システムを通じて納付する場合に、源泉徴収税率3%の課税所得に対する源泉徴収税率を2%へ引下げる処置が、2022年12月31日まで延長されます。

過去のタックスインサイトにてご案内済の税務ニュース

(過去のタックスインサイト <https://www.pwc.com/th/en/pwc-tax-legal-insights/2020.html>)

- 米国とEU向けの輸出に関するタイ商務省外国貿易局(DFT)監視リストの更新
(Tax Insight No. 34/2020)
- タイの電子輸出管理システム(e-TCWMD)に関する最新情報
(Tax Insight No. 35/2020)
- タイ国内の購入に対する個人所得税所得控除
(Tax Insight No. 36/2020)
- 銀行、金融、クレディ・ファンシェ、証券会社の受取利息・支払利息の計算に係る発生主義適用
(Tax Insight No. 37/2020)
- 新規設備投資に対する50%および150%の追加費用控除の対象となる機械設備の特性
(Tax Insight No. 38/2020)
- 移転価格調整
(Tax Insight No. 39/2020)
- 移転価格開示フォームと必要書類提出が免除となる売上基準
(Tax Insight No. 40/2020)
- 国会上院審議中のデジタルサービス税法案の最新情報
(Tax Insight No. 41/2020)
- インド税関によるFTA(自由貿易協定)における原産地規則順守の検証厳格化
(Tax Insight No. 42/2020)
- 税制優遇措置の申請期限のリマインド
(Tax Insight No. 43/2020)

Contact us

Tax Mergers and Acquisitions

- Paul B.A. Stitt, Partner ext. 1119
- Vanida Vasuwanichchanchai, Partner ext. 1303
- Orawan Phanitpojamarn, Associate Partner ext.1017

Tax Reporting & Strategy

- Somsak Anakkasela, Partner ext. 1253
- Sudarat Isarakul, Partner ext. 1024

Business Process Outsourcing Services

Indirect Tax Services

- Somsak Anakkasela, Partner ext. 1253

Tax Dispute Resolution

- Niphan Srisukhumbowornchai, Partner ext. 1435
- Ornjira Tangwongyodying, Partner ext. 1118
- Sudarat Isarakul, Partner ext. 1024

Japanese Business Desk (JBD)

- Atsushi Uozumi, Partner ext. 1157

Chinese Tax Desk

- Vanida Vasuwanichchanchai, Partner ext. 1303

Customs & Trade

- Paul Sumner, Partner ext. 1305

Tax Structuring

- Paul B.A. Stitt, Partner ext. 1119
- Vanida Vasuwanichchanchai, Partner ext. 1303
- Orawan Phanitpojamarn, Associate Partner ext.1017

Transfer Pricing

- Peerapat Posyanonda, Partner ext. 1220
- Janaiporn Khantasomboon, Partner ext. 1437
- Niphan Srisukhumbowornchai, Partner ext. 1435
- Ornjira Tangwongyodying, Partner ext. 1118
- Panachai Anontanut, Associate Partner ext. 1295

Financial Services

- Orawan Fongasira, Partner ext. 1302

Legal Services/ BOI Services

- Somboon Weerawutiwong, Lead Partner ext. 1247
- Vunnipa Ruamrangsri, Partner ext. 1284

U.S. Tax Desk

- Vanida Vasuwanichchanchai, Partner ext. 1303

Global Mobility Services

- Jiraporn Chongkamanont, Partner ext. 1189

15th Floor Bangkok City Tower, 179/74-80 South Sathorn Road, Bangkok 10120

Tel: +66 (0) 2844 1000

Fax: +66 (0) 2286 6666

Website: <http://www.pwc.com/th>

Editors

- **Paul Stitt, Partner ext. 1119**
E-mail: paul.stitt@pwc.com

より詳しい情報、または個別案件への取り組みにつきましては下記担当者にご連絡ください。

PricewaterhouseCoopers
(Tel) 0 2844 1000 / (Fax) 0 2286 2666

日本企業部 (Direct Telephone)

魚住 篤志	(0 2844 1157/Mobile:08 18220338)	atsushi.uozumi@pwc.com
武部 純	(0 2844 1209/Mobile:08 48747425)	jun.takebe@pwc.com
加藤 夏樹	(0 2844 1268/Mobile:06 5936 6202)	natsuki.k.kato@pwc.com
名賀石 樹	(0 2844 1366/Mobile:09 2249 0014)	tatsuki.nakaishi@pwc.com
小島 大佑	(0 2844 1269/Mobile:08 45554601)	daisuke.k.kojima@pwc.com
松永 大輔	(0 2844 1276/Mobile: 06 14025042)	daisuke.m.matsunaga@pwc.com
木村 洋平	(0 2844 1275/Mobile: 06 55044572)	yohei.a.kimura@pwc.com
原 亜記子	(0 2844 2125/Mobile: 08 02739102)	akiko.hara@pwc.com
川又 麻美	(0 2844 1321)	asami.kawamata@pwc.com

* この日本語版レポートは日系企業の皆様を対象に英語版のオリジナルを翻訳したものです。英語版と日本語版との間に齟齬がある場合は英語版を優先します。また、タイ国における法令の改正動向等の情報提供を目的に発行されたものであり、全ての事例に対して適用されない場合があります。特定の案件につきましては、別途弊社までご相談下さい。弊事務所の許可なくこのレポートの全部又は一部を転載することを禁止します。ご不明の点がありましたら、弊事務所(電話番号 : (662) 844-1000)までお問い合わせ下さい。